

様式第1号（第4の1関係）

持続的な森づくり推進事業計画書

平成 年 月 日

大阪府〇〇農と緑の総合事務所長 様

計画作成者 印

持続的な森づくり推進事業実施要領第4の1の規定により、事業計画を別紙のとおり提出します。

（注）事業計画書の様式は、様式第1号の付によること。

様式第2号（第4の3関係）

持続的な森づくり推進事業変更計画書

平成 年 月 日

大阪府〇〇農と緑の総合事務所長 様

計画作成者 印

平成 年 月 日付け大阪府〇農緑第 号で承認のあった持続的な森づくり推進事業の事業計画について、別紙理由書により事業内容を変更したいので、承認くださるよう、持続的な森づくり推進事業実施要領第4の3の規定により、関係書類を添えて提出します。

（注）「関係書類」は、承認された事業計画内容と変更後の事業計画内容を容易に比較対象できるよう、様式第1号により二段書で変更は黒書、当初は上段に朱書きしたものであること。

様式第3号（第4の4関係）

持続的な森づくり推進事業中止（廃止）申請書

平成 年 月 日

大阪府〇〇農と緑の総合事務所長 様

計画作成者 印

平成 年 月 日付け大阪府〇農緑第 号で承認のあった持続的な森づくり推進事業の事業計画について、別紙の理由により、事業中止（廃止）承認を受けたいので、持続的な森づくり推進事業実施要領第4の4の規定により、提出します。

持続的な森づくり推進事業に係る  
長期的な森林施業と基盤施設の利用等に関する協定書

大阪府〇〇農と緑の総合事務所長（以下「甲」という。）、〇〇〇〇〔森林所有者〕（以下「乙」という。）及び〇〇〇〇〔補助事業者（林業事業体）〕（以下「丙」という。）は、持続的な森づくり推進事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、事業の目的を達成するため、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、第3条で定める対象森林について、森林の持つ公益的機能が維持され、木材の安定供給が図られるよう、当該事業で整備した基盤施設等の利用と管理をそれぞれの立場で協力して行い、長期にわたって森林管理を行うことを目的とする。

（協定の期間）

第2条 この協定の期間は、平成 年 月 日から平成 年3月31日まで（※協定締結日から20年後の年度末）とする。

2 この協定の目的を達成するため、特に必要のある場合には、甲、乙及び丙で協議のうえ、この協定を更新することができる。

（協定の対象とする森林）

第3条 協定の対象とする森林（以下「対象森林」という。）は、次に掲げるとおりとする。

土地の表示		樹種	林齢 (年生)	面積 (ha)	林小班	備考
所在	地番					

（責務）

第4条 乙は、協定の期間中に対象森林を森林以外に転用しない。

2 乙は、協定の期間中、対象森林の森林施業を丙に委託する。

3 丙は、協定の期間中、乙と協議して森林法に基づく森林経営計画を継続して策定する。

4 丙は、協定の期間中、持続的な森づくり推進事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、甲が認定した持続的な森づくり推進事業計画（以下「事業計画」という。）及び森林法に基づき当該森林の属する市町村長の認定を受けた森林経営計画に即した間伐等の伐採や植栽などの森林施業を計画的に行う。

5 甲は、本事業による基盤施設等の整備について、丙に対し、実施要領に基づき補助を行う。

6 丙は、協定の期間中、本事業により整備した基盤施設等について適切に維持管理を行う。

7 乙は、森林経営計画に基づいて丙が行う森林の施業や基盤施設等の整備に協力するとともに、その適切な維持に努める。

8 協定の期間中、森林経営計画を変更、または新たに森林経営計画を策定する場合で、事業計画の内容の変更が必要となる時は、丙は、事業計画の変更計画を甲に申請し、承認を得ることとする。

(協定の承継等)

第5条 協定の期間中、対象森林の土地に相続があったときは、当該土地を相続したものがこの協定を承継するものとする。

2 乙は、対象森林の権利を第三者に譲渡又は承継しようとするときは、当該第三者にこの協定を承継させるものとする。

3 丙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲及び乙の承諾を得た場合は、この限りではない。

(協定の解除)

第6条 甲は、森林以外の用途への転用や事業計画の中止などの理由により第1条の目的が達成できないと認めるときは、協定を解除することができる。

2 甲は、前項の場合で、以後も対処の余地なく、本事業により整備した基盤施設等の活用が全く見込めないと認めるときは、丙に対し、本事業による補助金の交付の取消し及び返還を求めることができる。

(特別の事情による協定の失効)

第7条 次の各号の一に該当する場合には、この協定の全部又は一部についてその効力を失う。

(1) 火災、天災その他当事者の責に帰し得ない事由により対象森林の全部又は一部が滅失したとき

(2) 対象森林の全部又は一部が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(疑義等の解決)

第8条 この協定に関し疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議のうえ定めるものとする。

この協定締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 住所  
大阪府〇〇農と緑の総合事務所長 印

乙 (森林所有者住所)  
( " 氏名) 印

丙 (林業事業体住所)  
( " 氏名) 印